

「周産期医療機関勤務環境改善支援事業」

地域医療介護総合確保基金事業（医療分）

事業内容



周産期母子医療センターに勤務する産科及び新生児科医師の負担軽減のために配置する医療業務補助者の給与費等について補助を行います。

当事業における医療業務補助者について



周産期母子医療センターに勤務する産科医・新生児医師・看護師・准看護師の業務のうち、医師・看護師免許等の資格を要する行為以外の業務を、分担する者のことです。資格等の要件はありません。いずれの補助者においても、業務内容や役割を明確にすることで、指示・指導を行う医師・看護師・准看護師がその役割や実施可能な業務範囲を正しく認識し、適切に業務の依頼をすることが可能となりますので、業務基準及び業務マニュアルを必ず整備してください。

【業務例①：医師事務作業補助者】

主な業務	対象外業務
●書類（診断書・診療録・主治医意見書等）作成 ●電子カルテ入力 ●診察・検査の予約 等	●医師免許資格を要する行為 ●医師以外が指示した業務 ●診療報酬請求業務 等

【業務例②：看護補助者】

主な業務	対象外業務
●ベッドメイキング ●移動介助 ●診療に使う機械・器具等の準備・片付け 等	●看護師免許等を要する行為 ●看護師等以外が指示した業務 等

【対象期間】 申請する年の4月1日から翌年3月31日まで

補助対象経費と金額



対象人数	基準額（月額）	補助率	補助対象経費
1人	18万円	2／3	医療業務補助者の追加配置に要する以下の経費 ・給料 ・報酬 ・賃金 ・職員手当等 ・法定福利費

- ・医師事務作業補助者はH28年度末時点、看護補助者はH29年度末時点の配置人数を基準として増員となる配置が補助対象となります。
- ・なお、診療報酬の医師事務作業体制加算及び急性期看護補助体制加算並びに看護補助加算を受けるために計上する補助者、ほかの補助金等が受けられる補助者は、当補助金の対象になりませんのでご注意ください。

Q&A



Q 医療業務補助者かどうか、何で判断するのか。

A 補助金交付申請時提出する実施計画書（実施要領様式）や雇用契約書等で確認します。

Q 業務負担が軽減したかどうか、どのように判断（効果測定）するのか。

A 医療業務補助者を配置することで期待される医師等の勤務時間の減少等負担の軽減について、実施報告書時にどのような効果が得られたかを報告していただきます。

例：昨年度より医師等の勤務時間が〇〇時間減少した。

アンケートを実施したところ、作業補助者を配置したことにより、勤務負担の軽減を医師等自身も実感し、勤務に対する意欲が増したとの回答が〇%あった。 等